

【写】

東京都台東区監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、
住民監査請求の監査結果を別紙のとおり公表する。

令和7年3月6日

台東区監査委員	畑	克	海
同	太	田	龍
同	拌	野	健

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

X

2 請求書の提出

令和7年1月6日

3 請求対象職員

台東区長

4 請求の内容

請求人が提出した台東区職員措置請求書の請求の要旨（原文のまま）は次のとおりである。

- (1) 台東区A町会は同町会内における区道に設置している15か所の掲示板に自治会の案内などを掲示している。同掲示板の所有者は台東区であるにもかかわらず、掲載料や広告料を台東区に収めることなく、同掲示板を無償で使用しており（同町会は不当利得）、区長は本来であれば、使用料を請求する必要がある。また同町会は法的根拠のある団体でもなく、任意団体であり、無償で使用できる根拠も存在しない。よって、台東区長は請求権の時効が援用できるまでの期間について、同自治会に対し、使用料を請求する必要がある。
- (2) 町会及び町会連合会助成はA町会に対し住民基本台帳に登録されている人数に乗じた金銭が支払われている。しかし、同町会は何ら法的根拠のある団体でもなく、また同資金の一文町会加入者に限定したイベントに使用されており、地方自治法232条の2に定める公益上必要があるとは言い難い。そのうえで、住民基本台帳に登録をされている人数に乗じた給付を行う根拠も明らかではない。よって、同金銭については時効を迎えていない金銭について全額台東区長は不適法な支出であるため同自治会に返金請求を行うべきである。
- (3) 令和6年12月8日に防災広場根岸の里をA町会が占有申請を行ったが、いずれも町会のイベントであり、町会に加入していない者は参加できない行事であった。そうすると、台東区行政財産使用料条例第5条3項に基づく、特に必要があるとは認められないし、また台東区公有財産規則第27条の2の4項における区が財政補助をしている団体とは前述の通り、取消がされと言えないため、その使用する根拠がない。よって、A町会が無償で同広場を使用することは不当利得であるため、台東区長は使用料を請求する必要がある。
- (4) 防災広場根岸の里における建物をA町会が無償で使用しているが、無償で同建物を使用することは不当利得であるため、使用料を請求する必要がある。よって、同金銭については時効を迎えていない金銭について全額台東区長は同自治会に利用料請求を行うべきである。

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条所定の要件を具備した請求が含まれていると認め、令和7年1月29日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査期間

令和7年1月7日から令和7年3月6日まで

2 監査対象部課

区民部区民課及び総務部危機・災害対策課

3 監査対象事項

本件請求が、適法といえるためには、区長の行為が、地方自治法第242条第1項に定める違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実該当しなければならない。

そのため、以下の4点について、財務会計上の行為又は怠る事実該当することを前提として、監査の対象とした。

- (1) 区長がA町会に対し掲示板の使用料を請求していないこと
- (2) 区長がA町会に対し補助金を支払っていること
- (3) 区長がA町会に対し防災広場根岸の里の使用料を請求していないこと
- (4) 区長がA町会に対し防災広場根岸の里にある建物の使用料を請求していないこと

4 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項に規定する陳述は、請求人から希望しない旨を確認した。なお、請求人からは事実証明書のほかに証拠の提出はなかった。

5 監査対象部課の説明

(1) 区長がA町会に対し掲示板の使用料を請求していないことについて

ア 区は、A町会について地方自治法第260条の2第1項に定められた「地縁による団体」として認識している。

イ A町会内には15基の町会掲示板がある（区道上に14基、防災広場内に1基）。

ウ 区は、区の行政情報等を区民に対して広く周知を図ること、及び町会活動事業等の周知をとおして地域コミュニティ醸成の一助となることを目的に掲示板を設置している。

エ そのため有償による町会の掲示板利用を想定していない。

オ 町会においては、清掃や落書き対応、破損の際の区への報告など日常管理を自主的に行うとともに、町会や地域行事の周知等のために掲示板を活用している。

(2) 区長がA町会に対し補助金を支払っていることについて

ア 区は、A町会について地方自治法第260条の2第1項に定められた「地縁に

よる団体」であると認識している。

イ A町会は、町会費、区からの補助金、寄付金などの収入を原資としている。令和5年度の町会歳入予算の内、区の補助金の占める割合は約23%である。

ウ A町会は、定期総会、定例役員会、健康推進委員活動、百寿祝、子供納涼会、防犯運動、歳末特別警戒運動、防犯灯及び防犯カメラの点検整備、防災訓練、消火器の点検整備、交通安全運動、資源回収、手芸教室、納税啓蒙運動、募金協力、学校（幼小中）協力などの公益上必要な活動を行っている（令和5年度）。

エ 区は「台東区町会等運営補助金交付要綱」に基づき、行政の補完的役割を担っている町会に対し、地域における福祉の増進に資することを目的に団体運営上必要な経費（祭礼に係るものを除く。）について補助を行っている。そのため、交付額の算定基準は、「基本額+人口割額×人口」としている。

（以上、区民部区民課）

(3) 区長がA町会に対し防災広場根岸の里の使用料を請求していないことについて

ア 請求者の主張は、規則に「区が財政援助をしている団体が広く区民を対象とする事業のために使用する場合」と定められているが、そもそも町会等運営補助金をA町会に支出すべきではないため、区が財政援助をしている団体とはいえ、また、町会未加入者が参加できない事業を実施する場合は、広く区民を対象とした事業であるとは言えないことから、防災広場を無償で占用させることはできないというものである。

イ 本件については、以下の条例、規則を根拠として使用料を免除している。

○東京都台東区行政財産使用料条例第5条第3号

(3) 前各号のほか、特に必要があると認めるとき。

○東京都台東区公有財産規則第27条の2第1項第3号

(3) 公共的団体又は区が財政援助をしている団体が区の事業と直接関係のある事業のために使用する場合

ウ 以上を踏まえ、まず、「区が財政援助をしている団体」であるかという点については、町会等運営補助金の対象団体であり、当該補助金制度の廃止の見込みもないことから、区が財政援助をしている団体であるといえる。

エ また、本件における防災広場の利用実態は、町会防災訓練及び参加者を募るためのミニゲームを行っていたものである。これは、地域の防災力向上に繋がる取組みであり、区の防災施策と直接関係のある事業であるといえる。そのため、防災広場の使用料を免除するのは妥当である。

(4) 区長がA町会に対し防災広場根岸の里にある建物の使用料を請求していないことについて

ア 防災広場根岸の里にある建物（以下、「防災関連施設」という。）については、地域の防災活動や「安心して暮らせるまちづくり」を推進する活動に供するため、危機・災害対策課が管理する防災用資機材庫を除き、根岸3・4・5丁目地区まちづくり協議会（以下「根岸まちづくり協議会」という。）及び上野消防団第5分団に利用管理を委ねている。そうした設置目的に鑑み、当該施設についてはそもそも使用料を徴収することを想定していない。

イ 根岸まちづくり協議会は、同協議会が認める登録団体に防災関連施設の利用を認めている。

ウ A町会は、根岸まちづくり協議会の登録団体である。

エ 区は、防災関連施設の使用料をA町会に請求していない。

(以上、総務部危機・災害対策課)

第4 監査の結果

1 主文

本件請求のうち、「区長がA町会に対し掲示板の使用料を請求していないこと」及び「区長がA町会に対し防災広場根岸の里にある建物の使用料を請求していないこと」については却下し、「区長がA町会に対し補助金を支払っていること」及び「区長がA町会に対し防災広場根岸の里の使用料を請求していないこと」については棄却する。

2 理由

(1) 確認事実

請求人から提出された関係書類及び監査対象部課から提出された関係書類及び説明により、本件請求に関し、次の事実を確認した。

ア 防災広場根岸の里については、設置条例が制定されていない。区は台東区立防災広場の設置及び管理に関する要綱を制定して設置及び管理を行っており、当該要綱には使用料の規定は存在しない。

イ A町会は、令和6年9月26日に区長に対し同年12月8日に防災訓練を実施するために、上記要綱第9条第1項の規定に基づき、防災広場の占用申請を行った。区長は、同年9月27日に占用許可書をA町会に交付した。

ウ 防災関連施設については、設置及び管理に関する規定が定められていない。

(2) 監査委員の判断

ア 住民監査請求の対象として適法であるかの検討

住民監査請求の対象となる事項は、地方自治法第242条第1項に定める事項、すなわち違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、又は違法若しくは不当に公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実といういずれも財務会計上の行為又は怠る事実としての性質を有するものに限定されている。従って、本件請求が適法といえるためには、第3の3の監査対象事項がこれら財務会計上の行為又は怠る事実に該当する場合作なければならないので、この点について検討する。

(ア) 区長がA町会に対し掲示板の使用料を請求していないことについて

町会は地方自治法第260条の2第1項に定められた地縁による団体であり、町会掲示板は、行政情報等を広く区民に周知すること、及び町会活動事業等の周知を通じて地域コミュニティ醸成の一助となることを目的に区が設置するものである。また、各町会は、掲示板の清掃や落書きへの対応、破損の際に区へ報告するなど日常の管理を行うほか、町会や地域行事の周知等のためにも掲示板を活用

している。

請求人は、区長がA町会に対して町会掲示板を無償で使用させていることは、本来請求すべき町会掲示板の使用料を請求していない行為であり、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実であると主張している。

しかし、前述のとおり、町会掲示板の設置は、地域コミュニティの醸成を目的として行ったものであり、使用した町会が使用料を負担すべき性質のものではない。

従って、区長がA町会に対し掲示板の使用料を請求していないことは、財務会計上の行為又は怠る事実には該当しないことから、本件請求は不適法であると解するのが相当である。

(イ) 区長がA町会に対し補助金を支払っていることについて

東京都台東区補助金等交付規則では、区が公益上必要がある場合において、区以外の者に対して補助金を交付するとしている。

そして、本件補助金は、台東区町会等運営補助金交付要綱に基づき、行政の補完的役割を担っている町会等の団体運営上必要な経費について、補助するものである。

従って、区長がA町会に対し補助金を支払っていることは、財務会計上の行為又は怠る事実には該当する可能性があることから、本件請求は適法であると解するのが相当である。

(ウ) 区長がA町会に対し防災広場根岸の里の使用料を請求していないことについて

区長は、令和6年9月27日、A町会の申請に基づき、防災広場根岸の里の占用許可を行っており、その使用料については、東京都台東区行政財産使用料条例第5条第3号及び東京都台東区公有財産規則第27条の2第1項第3号の規定に基づき免除している。

従って、区長がA町会に対し防災広場根岸の里の使用料を請求していないことは、財務会計上の行為又は怠る事実には該当する可能性があることから、本件請求は適法であると解するのが相当である。

(エ) 区長がA町会に対し防災広場根岸の里にある建物の使用料を請求していないことについて

最高裁判所の判例によれば、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は、個別的、具体的に摘示して特定されていなければならないとされている（平成2年6月5日最高裁判決参照）。

本件では、請求人はA町会が防災関連施設を無償で使用していると主張しているが、監査請求書及び事実証明書には、A町会がいつ防災関連施設を使用しているかに関する記載がない。

従って、区長がA町会に対し防災広場根岸の里にある建物の使用料を請求していないことについての監査請求は行為の特定がされておらず、不適法であると解するのが相当である。

(オ) 小括

以上により、前記(イ)及び(ウ)については財務会計上の行為又は怠る事実

に該当する可能性があることから住民監査請求の対象として適法であるが、(ア)及び(エ)については住民監査請求の対象として不適法であると判断する。

イ 地方自治法第242条第2項の制限を受けるかの検討

住民監査請求は、地方自治法第242条第2項において、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができず、ただし、正当な理由があるときはこの限りでないとされている。前記アにより財務会計上の行為又は怠る事実に関連する可能性があるとして判断した事項のうち、「区長がA町会に対し補助金を支払っていること」については、上記当該行為に該当するため1年の期間制限の適用を受けるか否かについて検討する。

(ア) 区長がA町会に対し補助金を支払っていることについて

台東区町会等運営補助金交付要綱によると、区長は、町会等の長からの補助金の交付申請後必要な審査及び調査を行い補助金の交付決定をし、交付決定通知を受けた町会等の長は、速やかに補助金の請求をすることになっている。そして補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき、町会等の長は、区長に事業結果報告書及び収支決算書を提出し、区長は、事業結果の審査及び必要に応じ現地調査により補助金の額の確定を行うことになっている。これは、概算払いで補助金を支払い、額の確定をもって精算という手続きになる。最高裁判所の判例によれば、「概算払いによる公金の支出についての監査請求は、当該公金の支出がなされた日から1年を経過したときは、これをすることができないものと解するのが相当」とされている(平成7年2月21日最高裁判決参照)。

本件は、財務会計上の行為を対象とした監査請求と解されることから、請求人の主張する時効により消滅するまでの期間のうち、令和6年4月24日執行に係る令和6年度補助金のみ期間制限の適用を受けないと判断する。

以上により、令和6年4月24日執行に係る令和6年度補助金を住民監査請求の対象とする。

ウ 判断

上記ア及びイにより住民監査請求の対象として適法であると判断した請求内容について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に関連するかどうか判断する。

(ア) 区長がA町会に対し補助金を支払っていることに対する判断

町会は地方自治法第260条の2第1項に定める地縁による団体である。台東区町会等運営補助金交付要綱によると、行政の補完的役割を担っている町会等の団体運営上必要な経費について区が補助を行い、もって地域における福祉の増進に資することを目的としており、町会等が行う個々の事業に対して補助金を支出しているものではない。区はこの補助金交付の目的に合致しているかを検証するため、補助金交付申請に係る事務手続きを明確化している。申請は、地区ごとに代表町会長がとりまとめ、各町会の事業計画書及び収支予算を提出している。この事業計画によると、地域住民のために行う子供会、防犯活動、避難訓練、社会福祉、ラジオ体操、資源回収、各種教室の開催、広報活動と多岐にわたっている。

令和6年度補助金の精算が済んでいないため、令和5年度の実績報告により、町会活動を確認したが、年度初めに提出されている事業計画書のとおり事業が遂

行されている。補助金交付申請書の受理から補助金交付に至るまで区の事務処理になんら瑕疵は見当たらず、補助金を支払っていることに違法又は不当な点は見当たらない。

なお、区の町会に対する交付額の算定基準が「基本額+人口割額×人口」とされているのは、台東区町会等運営補助金交付要綱に基づくものであり、違法又は不当ではない。

(イ) 区長がA町会に対し防災広場根岸の里の使用料を請求していないことに対する判断

防災広場根岸の里については、地方自治法第244条第1項に規定される「施設」に位置付けられておらず、設置条例が制定されていない。そのため、当該施設を占有するにあたっては、地方自治法第238条の4第7項の許可が必要となり、その使用料は、東京都台東区行政財産使用料条例に基づき算定されることとなる。東京都台東区行政財産使用料条例第5条第3号及び東京都台東区公有財産規則第27条の2第1項第3号によれば、「公共的団体又は区が財政援助をしている団体が区の事業と直接関係のある事業のために使用する場合」には、使用料を免除することができることとされている。

これを本件についてみると、A町会は、餅つき大会に併せて開催する、初期消火訓練、起震車体験、AED訓練、梯子車乗車体験などの防災訓練を実施するために当該施設を使用したものである。A町会は、地方自治法第260条の2第1項に定められた地縁による団体という「公共的団体」であり、防災訓練は区が地域に働きかけて実施しているものであるから、「区の事業と直接関係のある事業」であるということが出来る。

従って、「公共的団体又は区が財政援助をしている団体が区の事業と直接関係のある事業のために使用する場合」に該当するため、区長のA町会に対する本件免除の決定は、同条例に違反しない。

よって、区長がA町会に対し防災広場根岸の里の使用料を請求していないことは、違法又は不当ではない。

(ウ) 小括

以上により、住民監査請求の対象として適法であると判断した請求内容は、いずれも違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実には該当しないと判断する。

エ 総括

以上のとおり検討した結果、本件請求の監査対象事項のうち、「区長がA町会に対し掲示板の使用料を請求していないこと」及び「区長がA町会に対し防災広場根岸の里にある建物の使用料を請求していないこと」については地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備していないと認められるので、主文のとおり決定する。また、「区長がA町会に対し補助金を支払っていること」及び「区長がA町会に対し防災広場根岸の里の使用料を請求していないこと」については請求に理由がないと認められるので、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

オ 意見

防災広場根岸の里については、設置条例が制定されていないことから、区は要綱を制定して設置及び管理を行っている。また防災関連施設については、管理に関する規定を定めていない。今後、更なる行政運営の公正確保と透明性向上のため、上記施設の規定を適切に整備することを望むものである。

(3) 関係法令等

本件請求に関する関係法令等は以下のとおりである。

ア 地方自治法

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

第238条の4 (略)

2～6 (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8～9 (略)

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2～3 (略)

(地縁による団体)

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2～17 (略)

イ 東京都台東区行政財産使用料条例

(通則)

第1条 地方自治法第225条の規定に基づく東京都台東区（以下「区」という。）の行政財産の使用料（以下「使用料」という。）については、この条例の定めるところによる。

(使用料の減免)

第5条 区長及び教育委員会（以下「区長等」という。）は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減額または免除することができる。

(1)～(2) (略)

(3) 前各号のほか、特に必要があると認めるとき。

(使用料の徴収方法)

第6条 使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収する。(以下 略)

ウ 東京都台東区公有財産規則

(使用料の減免)

第27条の2 東京都台東区行政財産使用料条例第5条第3号の規定により使用料を減額又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 公共的団体又は区が財政援助をしている団体が区の事業と直接関係のある事業のために使用する場合

(4) 公共的団体又は区が財政援助をしている団体が広く区民を対象とする事業(前号に該当する事業を除く。)のために使用する場合

(5)～(8) (略)

エ 東京都台東区補助金等交付規則

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、区が公益上必要がある場合において、区以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2)～(4) (略)

2～3 (略)

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(補助金等の交付の決定)

第6条 区長は、前条の補助金等の交付の申請があったときは、当該申請にかかる書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該申請にかかる補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 (略)

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときまたは会計年度が終了したときは、次に掲げる事項を記載した実績報告書を区長に提出しなければならない。(以下 略)

オ 台東区町会等運営補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政の補完的役割を担っている区町会連合会、地区町会連合会及び町会（以下「町会等」という。）の団体運営上必要な経費（祭礼に係るものを除く。以下同じ。）について区が補助を行い、もって地域における福祉の増進に資することを目的とする。

（補助金の交付額）

第2条 補助金の交付額は、前条に定める団体運営上必要な経費の一部とし、予算の定める額をもって限度とする。

2 交付額の算定基準は、（略）町会にあっては基本額＋人口割額×人口とする。

（補助金の交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする町会等の長は、町会等において決定した事業実施計画書及び予算書を添えて、交付申請書により区長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第4条 区長は、前条の申請があった場合は、必要な審査及び調査を行い、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容（決定に条件を付した場合にはその条件を含む。）を交付決定通知書により町会等の長に通知する。

（補助金の請求）

第6条 交付決定通知を受けた町会等の長は、速やかに請求書を区長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 町会等の長は、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、区長に事業結果報告書及び収支決算書を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 区長は、前条の規定による事業実績報告を受けた場合において、事業結果報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査するものとする。調査の結果適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額決定通知書により、町会等の長に通知しなければならない。

カ 台東区立防災広場の設置及び管理に関する要綱

（定義）

第2条 この要綱において「防災広場」とは、災害時に地域の防災活動拠点として利用するものをいい、平常時は地域住民の防災訓練及び日常の交流の場として活用するものとする。

（平常時の占用）

第8条 平常時に防災広場を占用できる場合は、次の各号に該当する場合とする。

- （1）区民の防災意識啓発に関すること。
- （2）区民の地域活動に関すること。
- （3）その他区長が防災広場の占用目的として適当と認める事項

（占用の手続き）

第9条 防災広場を占用しようとする者は、防災広場占用申請書に占用する位置

図を添えて区長に申請し、防災広場占用許可証の交付を受けなければならない。
2～5（略）

（4）事実証明書

- ア 情報部分公開決定通知書（6台区区第850号）（写し）
- イ 情報部分公開決定通知書（6台総危第322-2号）（写し）

【注】本書は、個人情報保護等の観点から請求人をX、町会名をAと記載している。